

法令名	北海道議会の保有する個人情報の保護に関する条例		
根拠条項	第19条、第32条、第39条		
許認可等の種類	<ul style="list-style-type: none"> ・開示請求権 (第19条) ・訂正請求権 (第32条) ・利用停止請求権 (第39条) 		
法令の定め	<p>○ 何人も、この条例の定めるところにより、議長に対し、議会の保有する自己を本人とする保有個人情報の開示を請求することができる。(第19条)</p> <p>○ 何人も、自己を本人とする保有個人情報(次に掲げるものに限る。第39条第1項において同じ。)の内容が事実でないと思料するときは、この条例の定めるところにより、議長に対し、当該保有個人情報の訂正(追加又は削除を含む。以下同じ。)を請求することができる。ただし、当該保有個人情報の訂正に関して他の法令の規定により特別の手續が定められているときは、この限りでない。(第32条)</p> <p>(1) 開示決定に基づき開示を受けた保有個人情報</p> <p>(2) 開示決定に係る保有個人情報であって、第30条第1項の他の法令の規定により開示を受けたもの</p> <p>○ 何人も、自己を本人とする保有個人情報が次の各号のいずれかに該当すると思料するときは、この条例の定めるところにより、議長に対し、当該各号に定める措置を請求することができる。ただし、当該保有個人情報の利用の停止、消去又は提供の停止(以下「利用停止」という。)に関して他の法令の規定により特別の手續が定められているときは、この限りでない。(第39条)</p> <p>(1) 第4条第2項の規定に違反して保有されているとき、第6条の規定に違反して取り扱われているとき、第7条の規定に違反して取得されたものであるとき、又は第12条第1項及び第2項の規定に違反して利用されているとき当該保有個人情報の利用の停止又は消去</p> <p>(2) 第12条第1項及び第2項の規定に違反して提供されているとき 当該保有個人情報の提供の停止</p>		
審査基準	開示、訂正及び利用停止に係る基準は、条例の定めに尽くされているため、審査基準を制定していない。		
標準処理期間	総期間	14日・月	(開示請求)
	総期間	30日・月	(訂正請求)
	総期間	30日・月	(利用停止請求)
	経由機関	日・月	()
	協議機関	日・月	()
	処分機関	日・月	()
処分担当課	議会事務局総務課 (電話番号：011-204-5683)		
申請先	同上 (電話番号： 同上)		
問い合わせ先	同上 (電話番号： 同上)		
備考	公表アドレス： https://www.gikai.pref.hokkaido.lg.jp/jyohoukoukai/147784.html		